

平成 22 年度以降に総務省において実施する主要な政策ごとの目標設定等について（平成 22 年度目標設定表）

分野	施策 (主要な政策)	下位レベルの施策	評価を行うに当たっての主な観点	参考
行政改革・行政運営	【政策 2】 適正な行政管理の実施 【基本目標】 簡素で効率的な政府を実現するために、国の行政組織等の減量・効率化に向けた、機構・定員等の審査に関する取組を進めていく。 行政の透明性向上と信頼性確保のため、行政手続制度、行政不服審査制度及び国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用を図る。 【評価方式】 総合評価方式	国の行政組織等の減量・効率化	機構の新設・改正・廃止、定員の設置・増減・廃止等の審査状況	
			地方支分部局の業務及び I T 化に係る業務等の減量・効率化の実施状況	
		行政手続制度及び行政不服審査制度の適正かつ円滑な運用	意見公募手続等における命令等の公布・決定等から結果公示までの期間 【目標：命令等の公布・決定等の翌日までに結果公示された割合の増加】 【目標年度：平成 22 年度】 【現況：（20 年度）】 命令等の公布・決定等から結果公示までの期間（結果公示を先に実施：9.6%、同日：49.3%、1 日：9.9%）	迅速な事務処理の促進の観点から、個別の事案に応じて事務処理に要する期間が異なることに留意しつつ、全体の傾向を把握し、期間の短縮化を目標とするもの。
			意見公募手続等の施行状況	
			審査請求の処理期間 【目標：6 か月以内に審査請求が処理された割合の増加】 【目標年度：平成 22 年度】 【現況：20 年度）】 審査請求の処理期間（3 か月以内：40.2%、3～6 か月：16.7%）	迅速な事務処理の促進の観点から、個別の事案に応じて事務処理に要する期間が異なることに留意しつつ、全体の傾向を把握し、期間の短縮化を目標とするもの。
			行政不服審査法等の施行状況	

分野	施策 (主要な政策)		評価を行うに当たっての主な観点	参考										
	下位レベルの施策													
	【評価実施年度】 <table><tr><td>H20</td><td>—</td></tr><tr><td>H21</td><td>実施済</td></tr><tr><td>H22</td><td>—</td></tr><tr><td>H23</td><td>○</td></tr><tr><td>H24</td><td>—</td></tr></table> (第3期基本計画期間中)	H20	—	H21	実施済	H22	—	H23	○	H24	—	国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適かつ円滑な運用	審査会諮問の結果、諮問庁の判断は妥当であるとされた事案の率 【目標：行政機関及び独立行政法人等について、前年度値より上昇】 【目標年度：平成22年度】 【現況：（21年度）】 ・行政機関 80.1% ・独立行政法人等 82.6%	行政機関等の保有する情報の適正な開示の観点から、不開示決定とした行政機関等の判断が妥当であったかについて把握。
		H20	—											
		H21	実施済											
H22	—													
H23	○													
H24	—													
個人情報の適切な管理のための監査実施率 【目標：行政機関については現状の維持、独立行政法人等については前年度値より上昇】 【目標年度：平成22年度】 【現況：（21年度）】 ・行政機関 97.5% ・独立行政法人等 87.9%	「個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」（H16年総管情第84号・85号）等に則り、適時に監査を実施しているかについて把握。													
行政機関等の保有する情報公開法・個人情報保護法の施行状況														

※昨年度の目標設定表における下位レベルの施策「国の行政組織等の減量・効率化」に関する参考指標「定員の合理化進捗率」については、「平成22年度以降の定員管理について」(21年7月1日閣議決定)により、23年度以降の合理化目標数が今後策定されることとなっていることから、現時点では記載していない。